

平成 27 年 1 月 27 日

記者発表資料

神奈川県と東海大学との包括連携協定の締結について

神奈川県と東海大学は、複雑、多様化している地域の課題に適切に対応し、より幅広い分野での連携を図って地域社会の発展に寄与するため、本日包括連携協定を締結します。

協定において連携して取組むとしている事項

- (1) 教育・研究・文化の振興に関すること
- (2) 地域医療の充実、健康の増進・未病を治す取組み及びスポーツ活動の推進に関すること
- (3) 再生可能エネルギーの導入等の促進に関すること
- (4) まちづくり及び地域社会の活性化に関すること
- (5) 人材の育成に関すること
- (6) その他協定の目的を達成するために必要なこと

添付資料

- 資料 1 神奈川県と東海大学との連携と協力に関する協定書
資料 2 連携して取り組む主な事業分野

【問い合わせ先】

神奈川県政策局政策部科学技術・大学連携課
(政策研究・大学連携センター)

課長 早川 電話 045-210-3070 (直通)

大学連携グループ 須崎 電話 045-210-3081 (直通)

東海大学学長室企画課

課長 齊藤 電話 0463-50-2069 (直通)

課長 (戦略担当) 篠原 電話 同上

神奈川県と東海大学との連携と協力に関する協定書

神奈川県（以下「甲」という。）と東海大学（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が緊密な連携と協力により、地域の課題に適切に対応し、地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 教育・研究・文化の振興に関すること
- (2) 地域医療の充実、健康の増進・未病を治す取組み及びスポーツ活動の推進に関すること
- (3) 再生可能エネルギーの導入等の促進に関すること
- (4) まちづくり及び地域社会の活性化に関すること
- (5) 人材の育成に関すること
- (6) その他前条の目的を達成するために必要なこと

（連携推進会議）

第3条 前条の連携協力事項を円滑に推進するため、連携推進会議を設置する。

2 連携推進会議の構成及び運営に関する事項は、甲及び乙が協議の上、別に定める。

（期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から平成30年3月31日までとする。ただし、本協定による有効期間満了の日の30日前までに、甲及び乙のいずれからも更新しない旨の申し出がない場合には、同一条件により3年間更新するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第5条 この協定に定めるもののほか、個別の連携協力事業に係る事項その他必要な事項は、甲及び乙が別途協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

平成 27年1月27日

甲 横浜市中区日本大通1番地
神奈川県知事

乙 平塚市北金目四丁目1番1号
東海大学学長

連携して取り組む主な事業分野

包括協定の締結を契機に連携を検討する主な事業は以下のとおりです。今後、神奈川県と東海大学が役割分担を明確にしながら、連携協力して取り組んでいきます。

1. 「未病を治す」取組みの推進

「未病を治す」取組みを、地域住民が身近な場所で手軽に実践出来るようにするための環境の整備

2. 県西地域の観光の振興

「未病を治す」視点から、県西地域の「自然」や「食」など様々な資源を活用した観光の振興

3. 再生可能エネルギーの導入等の促進

安全・安心なエネルギーの確保と関連産業の振興を図る再生可能エネルギーの導入等の促進